様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年6月23日

愛媛県知事　　中村　時広　　殿

提出者

住　　所　愛媛県新居浜市磯浦町17-4

氏　　名　日本ケッチェン（株）

新居浜事業所長　　片桐 丈雄

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　0897336748

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本ケッチェン（株）新居浜事業所
事業場の所在地	愛媛県新居浜市磯浦町17-4
計画期間	令和6年4月1日　～　令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	製造業
②事業の規模	資本金：4億8千万円
③従業員数	154　名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	特別管理産業廃棄物処理業者に処分を委託し、焼却または中和等の方法で処理している。

（日本産業規格　Ａ列４番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）
別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（　令和5　年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙２のとおり	
	排出量	t	t
	（これまでに実施した取組） 別紙2のとおり		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙２のとおり	
	排出量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 別紙2のとおり		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 特別管理産業廃棄物は引火性廃油、引火性廃油（有害）、強酸、強アルカリ、廃水銀等に区分し、 産業廃棄物とは分別して管理している。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 上記に記載されている管理を徹底する。

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="3">【前年度（　令和5　年度）実績】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>ー</td><td>ー</td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行った
特別管理産業廃棄物の量</td><td>－　t</td><td>－　t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
ー</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>ー</td><td>ー</td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行う
特別管理産業廃棄物の量</td><td>－　t</td><td>－　t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
ー</td></tr>
<tr><td colspan="4">自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="5">①現状</td><td colspan="3">【前年度（　令和5　年度）実績】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>ー</td><td>ー</td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った
特別管理産業廃棄物の量</td><td>－　t</td><td>－　t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量した
特別管理産業廃棄物の量</td><td>－　t</td><td>－　t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
ー</td></tr>
<tr><td rowspan="5">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>ー</td><td>ー</td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行う
特別管理産業廃棄物の量</td><td>－　t</td><td>－　t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量する
特別管理産業廃棄物の量</td><td>－　t</td><td>－　t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
ー</td></tr>
</table>

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（　令和5　年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ー	ー
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	ー t	ー t
	（これまでに実施した取組） ー		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ー	ー
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	ー t	ー t
	（今後実施する予定の取組） ー		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（　令和5　年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） 別紙3のとおり		

<table>
<tr><td rowspan="8"></td><td rowspan="8">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物の種類</td><td>別紙3の通り</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">全　処　理　委　託　量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への
処　理　委　託　量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への
処　理　委　託　量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への
処　理　委　託　量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の
熱回収を行う業者への
処　理　委　託　量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
別紙3のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">電子情報処理組織の使用に関する事項</td><td colspan="3">【前年度（　　令和5　　年度）実績】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物
排　出　量
（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）</td><td colspan="2">t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組等）</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備考

１　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

⑴①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

⑵②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

⑶④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

６　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

９　※欄は記入しないこと。

別紙1

管理体制図

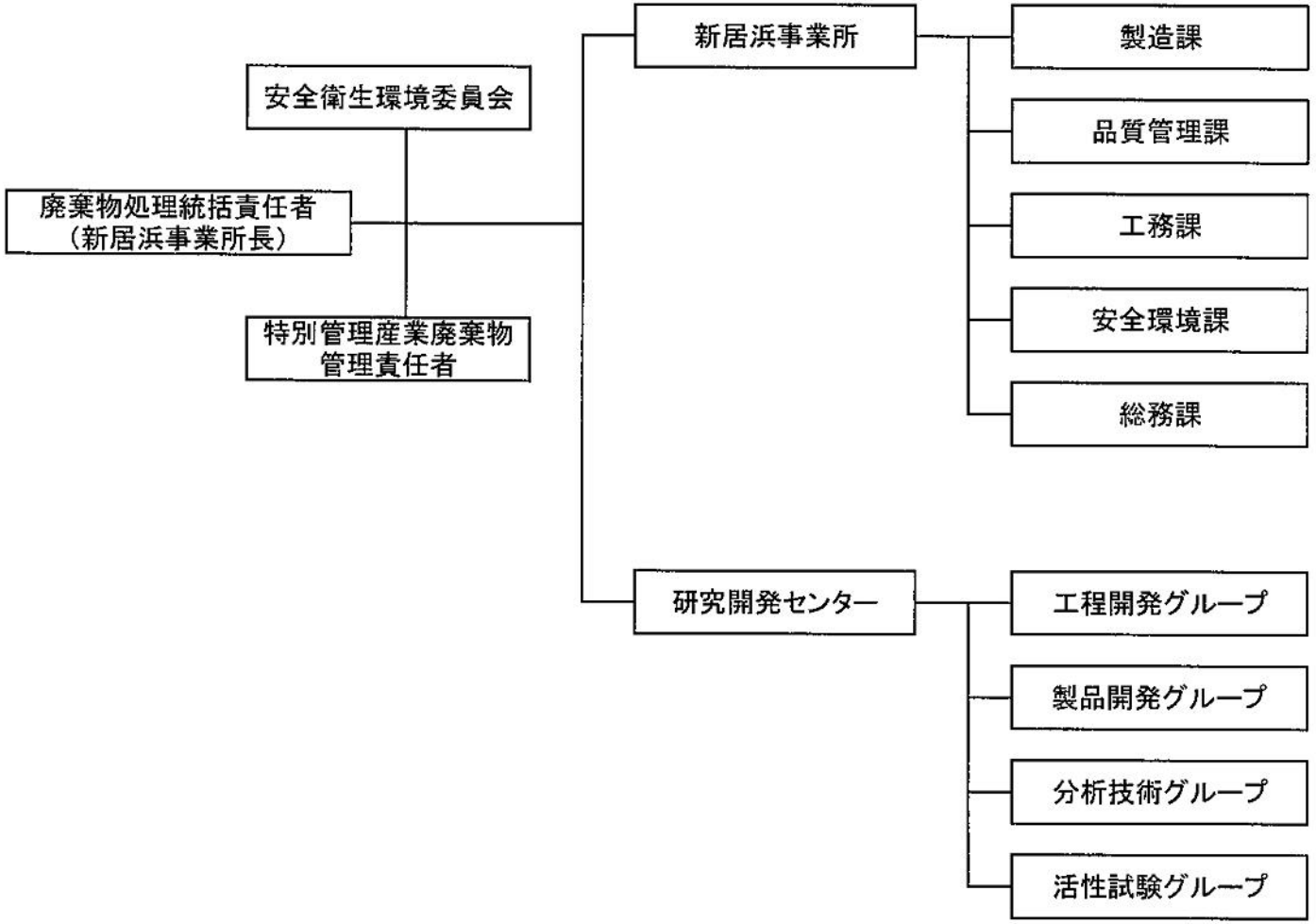
安全衛生環境委員会
廃棄物処理統括責任者
(新居浜事業所長)
特別管理産業廃棄物
管理責任者
新居浜事業所
製造課
品質管理課
工務課
安全環境課
総務課
研究開発センター
工程開発グループ
製品開発グループ
分析技術グループ
活性試験グループ

別紙2

特別管理産業廃棄物の抑制に関する事項

	特別管理産業廃棄物の種類	排出量(t)	これまで実施した取り組み
現状	引火性廃油	0.9	貯液タンクの底部に傾斜をつけて改造し、溜まりを少なくする等の強アルカリの発生量を減少させた
	引火性廃油(有害)	0.0001	
	強酸	33.2	
	強アルカリ	26.3	
	廃水銀等	0.1	
	合計	60.5	
	特別管理産業廃棄物の種類	排出量(t)	今後実施する予定の取り組み
計画	引火性廃油	0.7	PH管理をより適切に行うなど、強酸性及び強アルカリ廃液の発生量を抑える方法を引き続き検討する
	引火性廃油(有害)	0.0	
	強酸	27.0	
	強アルカリ	21.0	
	廃水銀等	0.1	
	合計	48.8	

別紙3

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	特別管理産業廃棄物の種類	⑩全処理委託量(t)	⑪優良認定処理業者への処理委託量(t)	⑫再生利用業者への処理委託量(t)	⑬認定熱回収業者への処理委託量(t)	⑭認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量(t)	これまで実施した取り組み
現状	引火性廃油	0.9	0.9	0.6	0.0	0.3	優良認定業者及びリサイクル処理を行う業者に優先して委託した
	引火性廃油(有害)	0.0001	0.0001	0.0001	0.0	0.0	
	強酸	33.2	33.2	26.8	0.0	0.0	
	強アルカリ	26.3	26.3	7.8	0.0	0.0	
	廃水銀等	0.1	0.1	0	0.0	0.0	
	合計	60.5	60.5	35.2	0.0	0.3	
	特別管理産業廃棄物の種類	⑩全処理委託量(t)	⑪優良認定処理業者への処理委託量(t)	⑫再生利用業者への処理委託量(t)	⑬認定熱回収業者への処理委託量(t)	⑭認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量(t)	今後実施する予定の取り組み
計画	引火性廃油	0.7	0.7	0.5	0.0	0.2	優良認定業者及びリサイクル処理を行う業者に優先して委託する
	引火性廃油(有害)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	強酸	27.0	27.0	21.4	0.0	0.0	
	強アルカリ	21.0	21.0	6.2	0.0	0.0	
	廃水銀等	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	
	合計	48.8	48.8	28.1	0.0	0.2	